

平成29年度 第1回新潟市消費者教育推進地域協議会

日時： 平成29年9月6日（水）
午後3時10分から午後3時40分
会場： 消費生活センター研修室

（事務局：日根課長）

ただ今から、「平成29年度第1回消費者教育推進地域協議会」を開催させていただきます。皆さまには協議会委員のご就任につきましてご承諾をいただいたものとさせていただきます、これから先は改選後最初の協議会となりますので先ほどと引き続き委員の皆さまによる会長・副会長の互選を行っていただきます。

それでは協議会議事の次第(1)会長の選任を議題とさせていただきますが会長が決まるまでの間、議事の進行を事務局で務めさせていただきます。事務局お願いいたします。

（事務局：小柳所長）

それでは会長・副会長は、要項の第2条第5項に基づきまして委員の互選により決めさせていただきますと思います。何か委員のほうからご意見はございますでしょうか。

（酒井委員）

これについては何か事務局案はありますか。

（事務局：小柳所長）

ありがとうございます。ただいま事務局案というご意見をいただきました。事務局としましてはこちらも引き続き、会長には澤田委員に、副会長には佐藤靖子委員にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでございましょうか。

（拍手）

拍手をいただきました。ありがとうございます。それでは異議なしということで澤田克己委員に会長の職を、佐藤靖子委員には副会長の職をお願いしたいと思います。

それではここからの議事は澤田会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（澤田会長）

それでは協議会の議事次第（2）ということになります。消費者教育推進法の概要について事務局からご説明願います。

（事務局：小柳所長）

それでは座ったままでご説明させていただきます。資料は協議会資料の2になります。1枚剥ぐっていただきまして、消費者教育の推進に関する法律の概要になります。こちらは消費者教育の推進に関する法律ということで、概要をこのような形で記載してあります。

第2条では「消費者教育」と「消費者市民社会」について法律のほうで定義がされております。

さらに第3条では基本理念ということが書かれておりますし、「適切な行動に結びつける」といったことから、幼児から高齢期までの段階的な特性に配慮した、いわゆるライフステージの消費者教育の体系的なイメージ図なども、後ほど説明する基本計画で示されています。

その他、第9条では基本方針ということで、国の方で基本方針を定めなさいということになっています。さらには都道府県、市町村においても消費者教育の推進計画を策定するという事を努力義務としていますし、第20条では、この会議になるのですが、消費者教育推進協議会の設置も努力義務ですと。協議会のほうは協議会委員の、構成員の、相互の情報交換・調整、さらには推進計画の策定や変更に対する意見を述べるというようなことが協議会の役割として規定されています。

次のページでございますが、さきほどの9条に基づいて、国が示している消費者教育の推進に関する基本的な方針、俗に基本方針といわれているところなのですが、その2段目の丸の中で「基本方針の方向」というのが書かれてございます。いわゆる「誰もがどこに住んでいても生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進する」という、消費者教育の基本的なキャッチフレーズになるのですが、ここが謳われています。

もう1枚剥ぐっていただきまして、その誰もがどこに住んでいても生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会ということで、いわゆる消費者教育の担い手ということで、「地域の多様な担い手」というフレーズが出てきまして、消費生活センターを拠点にして各種団体との連携をしていきたいと思いますというイメージ図になってございます。

さらに左の下のところに「各ライフステージでの体系的な実施」ということがございまして、それを次のページで少し拡大してございます。俗にいう各ライフステージの体系的な消費者教育の実施ということで各年代毎の、こんなことをしましょうということが、国が示している基本的なものになります。

さらに1枚剥ぐっていただきまして、今度は各ライフステージにおける重点的な領域というものが出てきまして、その相互関係図というものになります。なお、皆さんご存知かと思うのですが、「消費者教育とは？」とか、「消費者市民社会とは？」ということについては今日机上配布させていただいた資料の中に消費者庁が出していますパンフレット、「消費者市民社会って？」という、25年1月で少し古いのですが、ここに消費者教育とかいろんなことが書いてありますので、私も難解なところがあるのですがご覧いただければと思っております。私のほうの説明は以上でございます。

(澤田会長)

ありがとうございました。議題の次第(2)について委員の皆さんからご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(高取委員)

よろしいでしょうか。国の消費者庁の発足は何年ごろなのですか。

(事務局：小柳所長)

平成21年の9月になります。

(高取委員)

じゃあ新しいですね。

(事務局：小柳所長)

現在も実は消費者庁に200人とか300人とか職員がいるのですが、プロパー職員は毎年何人かしか採用していなくて数十まではいってないようで、実は総務省だったり農水省だったり公正取引委員会だったりというところからのどこかに属していた方々が消費者庁にいられてその業務をやっておられるという形と聞いております。

(高取委員)

了解いたしました。

(澤田会長)

補足すれば、公正取引委員会はかつて景品表示法も所轄していたのです。景品表示法、不当景品類及び不当表示防止法です。公正取引委員会のそこを担当していたところが消費者庁の方に移ったということなのです。

(高取委員)

ありがとうございました。

(横山委員)

小学生とかにも消費者のこれを教えていくようにとされているようですけれど、前のほうの資料に戻るのですけれども、小学校に行かれているときの講習の内容が、食品に含まれる着色料の検出とか、糖分の測定とかそのようなことを講習でいかれているみたいですが、これはこちら側が決めて行かれているのか、学校側からこういった内容にしてほしい

と言われているのか、というのも、私が思うに、こういうのも大事かもしれませんが、これからネットとか関わっていく子供たちには、もっとそっちのほうの方が怖いということをちゃんと教えたほうが良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局：小柳所長)

ありがとうございます。次の協議会資料の3の新潟市の取り組みの方でお話をさせていただこうかと思っていたのですが、今お話しいただいたのでこちらの方で説明させていただこうと思います。

今、言われるような話ですが、消費者教育の法律ができる前から実は取り組んでいた「子ども消費者学習」でございまして、最近ではこういった法律もできたことで、賢い消費者になってほしいというのが基本なので、今言われる携帯電話だとかいろいろな子供たちのお金の使い方とか、いろいろなところも勉強の中にはあるかと思っております。ただ私どもも、食品に含まれる着色料とか糖分とかで何が勉強できるのかという話になりますが、実際にはその中で、例えば着色料をとりますと、実は自然の着色料、つまり動物だとか植物だとかで染料を作っている、あとは化学薬品で染料を作っている、非常にきれいに染まりますよという話もしますが、そういうところで実際に毛糸を染めてみるのですが、それを通して自分たちが何を使いたいのか、別に自然のものが良いとか化学薬品がダメというわけでは無いのですが、何を使ったらいいかということを考えてもらうと、使わなくなったものは淘汰されていくので、逆に言うと、お店にとっては売れるものを売ることになると、自分たち消費者が選ぶことによって、例えばお店が潰れていく場合もありますし、そういうことを自分たちが決めていくのだよということを、そこまで教えるという形を取らせてもらっています。先程の食品ロスの話の中では「賞味期限」と「消費期限」がありますが、そういったものもどんなふうに違うのだろうかとか、食品を捨てるということで「あなたたち、消費期限、賞味期限だったら捨てる？」と聞くことで、実は授業の中で食品ロスがあるのだよね、ということだとかを認識を違えてもらうと。今の中で原材料が食品の中に含まれていると、すると食品表示の中でどんなふうに書かれているということを見てもらうと、そのようなことをやっておりますので、喫緊の課題がどこにあるのかというのと、賢い消費者という部分ではかけ離れているように思うのかもしれないのですが、自分たちの授業の家庭科というもののの中で、そういうものを学んでもらうとより身近なところで、自分たちが、こんなことが私たちが、ということでちょっと見てもらえるのかなと思って、そんなことを思いながら、今、いわゆる冠の中に賢い消費者になろうとかいうことを前面に出しながら取り組んでいます。

今日お配りしたもののの中に中学高校とこういったものがありますが、後ほど説明させていただきたいと思っております。

(澤田会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(平山委員)

こちらの図にコーディネーターと書いてありますが、コーディネーターはどのような方がいるのでしょうか。

(事務局：小柳所長)

地域協議会というのは、どのような形で作るのかはその会に任されていますので、平たく言えば消費生活センターの事務局が今の段階でこの会で言えばコーディネーター役になっているのかなと思いますし、それが固定ではないので、またこの中に皆さんでこの話を聞いてみたいとかいろんな形があればお話しいただければ、先ほどお話ししました地域包括の話の話を聞いてみたいとか、消費者教育に絡むこんな話を聞いてみたいということが出てくれば、皆さんにお声掛けをして、適当な方にこちらに来てもらってここで話を聞くとかもできるかと思います。

(澤田会長)

他にいかがでしょうか。

なければ、次の議事次第（3）の新潟市の消費者教育の取り組みについてという点につきまして事務局からご説明願います。

(事務局：小柳所長)

長くなりまして大変申し訳ございません。かいつまんで説明させていただきます。資料は協議会資料ということで1枚ものになります。先程からお話しさせていただいております消費者教育の推進法にかかわる中で私どもの消費者教育推進計画でも4つほど政策を挙げさせていただいております。実際に取り組んでいるものについては一覧表にさせていただいております。先程からお話しさせていただいております「暮らしの1日教室」であるとか「子ども消費者学習」であるとか「出前講座」であるとか、色々な形で市民にPRもしくはお話しをやっておりますし、情報コーナーというものがありますので、そちらでは図書、それからDVDの貸し出し等をやっております。先ほどお話がありました、昨年度からですが中学校と小学校に、こういった形で送らせていただいております。今年度も今月中には各学校を通じて家庭で持ち帰っていただいて、家庭教育の中で使っていただくということで配布予定にさせていただいております。小学校6年生と中学3年生になっております。

私も公務員ですがここにいらっしゃる方々もいろいろな職業の方ですが、皆等しく買い物する、その点では消費者であると思いますし、消費者として自立してその時代、その社会に応じて様々な知識と適切な行動が取れる実践的な能力を身に付けなければならない、

自立を助けるための働きかけが消費者教育って、国のパンフレットには書いてあるのですが、あまり堅苦しく考えずに、今まで私どもがやってきた啓発活動を一工夫したり一言付け加えたりというところで少し見方を変えようということで考えております。

子供消費者学習については、先ほどお話しさせていただきましたが、例えば私どもで高齢者の団体に出席講座によく行きますが、最近私がよく言うのはそこに出てくる方は被害に遭わない、基本的には。だけど出てこない人、一人暮らしの人、そういう人が被害に遭うかもしれないと皆言っているわけです。だったら是非、皆さんからそういう方がご近所にいらっしゃるならば、どうぞ声をかけてあげてください。私たちから声をかけるのは中々大変なので、どうぞここにいる近い方から声をかけてください、という話をさせていただいております。それからこの会議にいない人でも明日茶飲み話が出たら昨日こんな話を聞いたと、あなたそんなことなかった？とどうぞ井戸端会議の話題にしてくださいということ、さらには地域に県外ナンバーや見知らぬ車が止まっているとか色々な情報があったら情報共有してしかるべき警察やそんなところにも情報提供してもらったらいかなという、コミュニケーションづくりといいますか、口コミ伝達といいますか、それも私は消費者教育なのではないかと勝手に解釈しているのですが、そんなことでございます。

私どもとすると計画の中では新潟市のイメージマップを作りますと言っていますので、私どもだけでなく関係各課等々で市民を対象とした色々な啓発活動とか講座とかやりますのでそういうものを確認しながらできるだけそういったアクションプランを考えていきたいなと思っております。長くなりましたが私からの説明は以上です。

(澤田会長)

どうもありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。

(阿部(恵)委員)

冊子を一人一人に配りますが、配った時の説明は、センターからなのかあるいは学校でされるのですか？

(事務局：小柳所長)

本音は、学校の授業の中で使って欲しいのですが、学校の授業ではなかなか副読本の部分も含めてかなり厳しい状況ということで。読んでもらえばわかる内容になっておりますので子供さん、これは中学3年生なのですが、実は中学3年生、高校生用に作られていて、横浜国大の西村先生、後は東京経済大学の村先生とかそのような方が監修されたものなので、子供たちにもわかりやすいかなということで、これを選ばせて頂いています。

ですから私どもがこれを説明するというではありません。学校で教えられるということではなくて、読んでもらう形になるかなと思っております。

(江花委員)

この教材なのですが、新潟市さんで作られたものなんですか。

(事務局：小柳所長)

中学生用は2冊になっていたものを、合冊で新潟バージョンにさせていただきました。前半のほうはいろいろ具体的な事例を挙げまして、後半のほうは、16ページから、それを振り返ってもらう構成になっております。中も高校生も対象にできる内容だったのですが、年齢とかそういったものを具体的には中学生と置き換えて書かせていただいておりますので、そういう部分では新潟バージョンということになっております。

(江花委員)

ホームページに公開等はされてましたでしょうか。

(事務局：小柳所長)

著作権の問題などクリアしなければならない部分があるので、そこまではいいいていないです。

(江花委員)

といいますのも、私たち弁護士が出前授業するとき、消費者庁のポータルサイトというのがあって、そこで検索かけると教材が出てくるのです。確か新潟県が作っている高校生向けのCaution！（コーション）は引っかかるのです。多分この新潟市作成の教材は引っかからなかった気がして。いろいろな著作権等の問題はあると思いますがそこがクリアできて掲載できるとなると、実は他の都道府県でもいろいろな教材が出ているのでそういうものを使うこともあるのですが、どうせなら新潟のものを使いたいという気持ちになりまして。高校生向けのCaution！（コーション）は公開して頂いているので小中学生用のものを市のほうで公開していただければありがたいと思います。それを公開することによって全国から新潟はこういう取り組みをしているのだなということがわかるかなということが1つです。もう1つは広報の関係なのですが色々な講座をされているかと思うのですが、これらの広報はどういった形でされているのかなと。以上2点です。

(事務局：小柳所長)

この小学生中学生向けにつきましては、私どもが独自で作ったものではなくて、後ろのほうに少し書いてある東京法規出版の冊子を新潟バージョンに変えてもらって買ったものなので、新潟バージョンとは言いながら著作権はクリアできないかなと思います。出前講座とかそういったものについては先ほど言いました市政さわやかトーク宅配便、こちらは広聴相談課のほうに載っておりますし、ホームページでも全部載っております。ですから

市内同じバージョンの中で申し込みができる形になっております。ちなみにこの中での年間の申し込み件数の常に上位トップ3のうちセンターの出前講座が入っている状況になっております。ですからいかに需要が高いかという形になるかと思ひますし、あと隔月でやっております「くらしの1日教室」等については、市報を使ったり広報しているのですが、この場所を使ったりする関係もありましてなかなか人が多くは集まってもらえないのが実態でございます。

(江花委員)

もう1点、少しハードルの高い話かもしれませんが、やはり学校教育において教育委員会であるとか学校の先生との連携というのが大事なかなと思ひていまして、今回の協議会のメンバーのなかで校長先生がいらっしゃっていると思うのですが、教育委員会の方は確か入っていなかったと思うので、オブザーバーという形であるとか、何かしら共有ができると学校現場からの要望を伝えたりとか、あるいはこちらが学校に市の消費者行政から学校に普及していく上での連携がとれたりできると思ひます。それは個別にとられているかもしれませんが、教育委員会は中々難しいという話も聞くのですが。

(事務局：小柳所長)

貴重なご意見だと思ひますし、いつもこれは耳が痛くなる内容で毎回のように聞かされ、どこの市町村も同じことを言われておりますので、私どもとすると努力して教育委員会に働きかけをしていきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

(澤田会長)

他にいかがでしょうか。このパンフレット中学生向け、小学生向けとなっておりますが、実は小学生中学生だけが読むのではないのですよね。新潟日報に週1回「ふむふむ」という中学生向けの誌面がありますが、あれ実は高齢者にニーズがあるのです。だからこれも中学生向けと書いてしまうと、抵抗があるって人が来るかもしれないので、中学生向けというのを削っても良いかなと思ひたりもします。小学生向けも小学生向けと書いてありますね。

他にございませんでしょうか。

もしないようでしたら次に(4)その他。事務局から何かございますか。

(事務局：小柳所長)

特にございません。

(澤田会長)

以上ですべての議題が終了いたしました。皆さまのおかげでこの協議会も無事議事進行

終了させていただきました。ありがとうございました。それでは進行役を再び事務局にお返しします。

(事務局：日根課長)

澤田会長、そして委員の皆さま、大変長い間ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の平成29年度第1回新潟市消費者教育推進地域協議会を閉会いたします。

皆さま、本当に長時間ありがとうございました。

(終了)